

1-12 電気設備、多量火気が設置されている部分等における 消火設備の取扱い

第1 電気設備が設置されている部分に関する事項

- 1 政令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200㎡以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等（以下「リアクトル等」という。）が該当するものであること。
ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
 - (1) 配電盤又は分電盤
 - (2) リアクトル等のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
 - (3) リアクトル等のうち容量が20kVA未満（同一の場所に2以上設置されている場合は、それぞれの設備の容量の合計をいう。）のもの
- 2 発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に2以上の電気設備（水平距離5mで囲まれた部分が相互に接する場合に限る。）が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいうものであること。
ただし、壁、天井（天井のない場合あっては、屋根）及び床が下地を含めて不燃材料で造られ、その開口部に防火戸（建基法第2条9号の2ロに規定する防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた区画に電気設備が設置される場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。
- 3 電気設備のうち、次のいずれかに該当するもの（ケーブルが多条布設されるものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限り。）が設置されている部分（警備員等が常駐するものに限り。）に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができる。
 - (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が

15,000 kVA未満のもの

- (2) 密封方式のOFケーブル油槽
- (3) 1,000 kVA未満の容量のもの
- (4) 昭和48年消防庁告示第1号(自家発電設備の基準)又は昭和50年消防庁告示第7号(キュービクル式非常電源専用受電設備の基準)に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (5) 発電機、変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

第2 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

- 1 政令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分(以下「鍛造場等」という。)で、床面積200㎡以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の特殊消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分の取扱いは、次に定めるところによること。
 - (1) 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等が該当するものであること。
 - (2) 鍛造場等のうち、最大消費熱量の合計が350kW/h以上のもので特殊消火設備を設置しなければならないものに該当するものであること。
この場合の熱量は、2に定める範囲内のものを合計したものであること。
- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1、2の例により行うものであること。
- 3 鍛造場等のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。
- 4 鍛造場又は金属溶解設備の設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものであること。